

休日の部活動が…段階的に地域移行されていきます

令和7年度からは、(1)これまでの部活動に部活動指導員が入ります

(2)大会はこれまでどおり学校単位で出場します

今後、地域クラブで大会出場が可能な競技から休日の部活動の移行を検討していきます

中学校部活動の現状

- ⇒ 少子化に伴う部員数減少により、大会やコンクールへの出場だけでなく、日常の練習にも支障が出るなど、活動が縮小・制限されています。
- ⇒ 「通う学校にやりたいと思っている部活がない」という課題が増えています。
- ⇒ 教員数の減少に伴い、部活動を専門的に指導する教員が少なくなってきました。
- ⇒ 部活動の指導を、本来の業務ではない教員が行っていることが、近年注目されている「教員の長時間労働」の一因となっています。

大月市の取組の状況と方向性

- ⇒ 大月市教育委員会では、令和6年度に「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会」を3回行い、また教育委員会と学校との実務者会議も行い、休日の中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた協議・検討を進めています。
- ⇒ 令和5～7年度はスポーツ庁・文化庁が定めた「改革推進期間」です。まずは教育委員会が中心となり、部活動の教育的な意義の継承・発展を意識しつつ、段階的な部活動の地域クラブ移行と体制整備を推進します。
- ⇒ 令和7年度から、当面は「学校部活動の地域連携」で実績をつくり、令和8年度以降は、「学校部活動の地域連携」と併存しながら、準備ができた競技ごと、部活動ごとに地域の人材や兼職兼業した教職員を「指導者」として認定することを検討し「新たな地域クラブ活動」への移行について、クラブ化による教育内大会(選手権大会・総合体育大会・新人大会)への参加要件や指導者の厳格なコーチ資格要件が緩和されるなど、可能という見極めができれば順次進めていき、最終的には「多世代」「多種目」「多志向」をうたった総合的な「新たな地域クラブ活動」の構築を目指していきます。

地域移行に伴う主な変更点

区分	これまでの学校部活動及び地域連携	目指す地域クラブ活動
指導者	学校の教員 地域の指導者(部活動指導員等)	地域指導者 学校の教員(兼職兼業)
活動場所	在籍する学校の施設 市内の体育施設・文化施設	市内の学校施設・体育施設・文化施設
対象	同じ学校の生徒 複数の学校による合同チーム	原則としての地域の生徒
経費	無料(部活動後援会費、部費等を除く)	受益者負担・・指導者の報酬・会議費等
保険	学校で加入 (学校の管理下)	新たな保険に加入(学校管理下外)

令和7年度の具体的取組

学校部活動の地域連携

ア 本市で行う学校部活動の地域連携とは

大月東中学校・猿橋中学校のそれぞれに設置されている部での活動に、専門的な指導力量をもった外部人材による部活動指導員の確保・活用をすることで、地域との連携を図ります。これにより生徒はより専門的な指導を受けられることになり、また専門的な知識やスキル等をもたない顧問教員にとっても指導力の向上が見込まれます。さらに、部活動指導員を配置することにより、教職員の働き方改革にも資することになります。

イ 運営について

運営については、従来通り学校が主体となります。よって、活動の位置づけは、学校管理下内として、事故等の補償についても従来の学校部活動と同様の形で行われます。また、大会への参加も状況と競技に応じて単独の学校主体、複数の学校主体、または条件が整えば新たな地域クラブとして行います。指導者は教員のほか、部活動指導員を1名以上確保するよう努め、休日の部活動は教員の指導者は交代で参加指導し、部活動指導員は原則として参加し指導することとします。また、各学校・各部活動は従来通りの部活動を基本とするものの、さらに進行するであろう少子化を鑑みて1校では部活動が存続できないことや、2校で行うことのメリットがある場合は、生徒や保護者の理解を得ながら合同で部活動を行うことができるものとしします。なお、合同の部活動の具体的な事柄は、部活動ごとに相談をして年間の回数や会場等を決定していきます。

競技ごと、部活動ごとの地域クラブ

単独部活動及び合同部活動については、現段階でまたは将来的には競技ごとに新たな地域クラブ活動への移行が、指導者への報酬や事故等に伴う保険費の受益者負担や総合体育大会・選手権大会・新人大会等の教育内大会への参加、コーチの資格要件など様々な観点から可能かどうかについても検討し、可能と判断したところから移行するよう取り組みます。